

宇都宮スキー協会規約

(名称)

第1条 本会は、宇都宮スキー協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を宇都宮市に置く。

(目的)

第3条 本会は、健全なスキー(以下、「スキー」を「スノースポーツ」と読み替える。)の普及発展を期し、これを通じて、市民の体力向上とアマチュアスポーツ精神の涵養を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スキー技術の向上と普及を図ること。
- (2) 加盟団体の強化発展と、相互の連絡協調を図ること。
- (3) 栃木県スキー連盟及び宇都宮市体育協会に、宇都宮スキー界を代表して加盟すること。
- (4) スキーに関する各種行事を開催すること。
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業。

(構成)

第5条 本会の構成団体は、市内の地域スキー団体、職域スキー団体、学校スキー団体及びその他のスキー愛好会の団体とする。

(加盟)

第6条 新たに本会に加盟しようとする団体は、次の事項を明記した申込書に、会員名簿を添えて申し込むものとする。

名称・役員名・設立年月日・事務所所在地・事務担当者名

2 加盟は、評議員会の承認決議によりその効力を生ずる。ただし、評議員会が開催されるまでの間、理事会の決議により、仮加盟を承認することができる。

3 評議員会の承認決議により加盟を承認された団体は、入会金として第8条の負担金と同額を納入しなければならない。

(脱退)

第7条 加盟団体の本会脱退は、その申し出を理事会の決議により承認したときから効力を生ずる。

(負担金)

第8条 加盟団体は、協会負担金として1団体3万円を毎年11月30日までに本会に納入しなければならない。

(権利)

第9条 加盟団体は、本会の評議員を選出して評議員会の議決権を行使することができる。

2 加盟団体は、本会主催又は後援の各種事業に、その所属会員を参加させることができる。

(義務)

第10条 加盟団体とその所属会員は、本規約及び評議員会の決議に従わなければならない。

(会計)

第11条 本会の会計は次のとおりとする。

(1) 本会の事業遂行に要する経費は、各加盟団体の負担金、事業に伴う収入、補助金又は寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(2) 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終る。

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 5名以内 (3) 評議員 若干名 (4) 理事 若干名 (5) 監事 2名

(会長及び副会長)

第13条 会長、副会長は評議員会において選出する。

2 会長は、本会を代表して会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはこれを代理する。

(評議員)

第14条 評議員は、各加盟団体から1名を選出する。

2 評議員は、評議員会を構成する。

- 3 評議員会は、本会の最高決議機関である。
- 4 会長・副会長・理事は、評議員を兼ねることはできない。評議員がこれらの役員に選出されたときは、その加盟団体は、別に評議員を選出するものとする。

(理事)

第15条 理事は、評議員会が加盟団体所属会員中より選出する。

- 2 理事は、理事会を構成する。
- 3 理事会は、本会の執行機関である。
- 4 理事会は、互選により理事長1名を定める。
- 5 理事長は、理事会を代表し常務を処理する。
- 6 理事会は、理事長の指名により副理事長を若干名置くことができる。副理事長は、理事長を補佐し、理事長が不在のときはこれを代理する。
- 7 理事会は必要に応じて常任理事を置くことができる。常任理事は理事長が指名する。

(監事)

第16条 監事は、評議員会において選任し、会計及び業務を監査する。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じ又は増員された場合は、これを補充するため第13条、第14条、第15条および第16条の規程に従ってそれぞれ選任することができる。
- 3 補欠役員および任期の途中で増員された役員任期は、他の役員残任期間と同様とする。
- 4 役員は、任期満了しても後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(専門部、専門委員会)

第18条 本会は、理事会の決議により専門部及び専門委員会を置くことができる。

- 2 会長及び理事長は、専門部及び専門委員会に出席して意見を述べることができる。

(顧問等)

第19条 本会に、名誉会長、顧問及び技術顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会で推薦した者につき、評議員会が承認した者について会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会に功労があった者のうち評議員会で承認された者を会長が委嘱する。
- 4 技術顧問は、スキー技術の向上を図るため必要と認めた場合に理事会の決議にしがたって会長が委嘱する。
- 5 名誉会長及び顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(評議員会)

第20条 評議員会は、次の事項を審議決議する。

- (1) 役員を選出並びに名誉会長の承認
 - (2) 予算並びに決算
 - (3) 事業計画並びに事業報告
 - (4) 本規約の改廃
 - (5) 本規約の施行上必要な各種の規程
 - (6) その他重要な事項
- 2 評議員会の定例会は、毎年2回(概ね7月、11月)会長が召集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。
 - 3 評議員会は、会長、副会長、常任理事、監事及び評議員で構成し、会長がこれを司会する。
 - 4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長がこれを決する。

(理事会)

第21条 理事会は他の条項に定めるもののほか次の業務を処理する。

- (1) 評議員会の決議事項の執行
 - (2) 規約・諸規程その他すべての決定事項の周知徹底
 - (3) 評議員会の議案の作成及び準備
- 2 理事会は、必要に応じ理事長が召集し、理事長が司会する。
 - 3 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、理事長がこれを決する。
 - 4 会長・副会長及び監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(常任理事会)

第22条 常任理事会は次の業務を処理する。

- (1) 理事会の議案作成に関する業務

- (2) 理事会から委任を受けた業務
 - (3) 栃木県スキー連盟の役員、宇都宮市体育協会の役員、その他の関係団体役員の推挙
- 2 常任理事会は、必要に応じて理事長が招集し、理事長が司会する。
 - 3 会長、副会長は、常任理事会に出席して意見を述べるができる。

(賛助会)

第23条 本会に賛助会を置くことができる。

- 2 賛助会に関する事項は別に定める。

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置くことができる。

附則

本規約は、昭和45年8月8日から施行する。

- 2 昭和37年10月1日制定の宇都宮スキー協会規約は、これを廃止する。
- 3 昭和57年8月29日一部改正
- 4 昭和59年12月20日一部改正
- 5 昭和61年7月18日一部改正
- 6 平成2年8月2日一部改正
- 7 平成6年7月15日一部改正
- 8 平成8年9月30日一部改正
- 9 平成11年10月21日一部改正
- 10 平成16年7月13日一部改正
- 11 平成17年11月25日一部改正
- 12 平成21年11月25日一部改正